

たかはる宿泊施設利用助成事業実施要領

1. 事業対象期間 令和2年7月1日(水)から令和3年3月31日(水)までとする。
2. 助成額 1人につき1泊2,000円とする。
ただし、御池キャンプ村 高床式バンガローは、1,000円とする。
3. 助成対象者 町内・町外及び年齢は問わない(料金のかからない年齢は非対象)。
4. 対象観光施設 町内の本事業に宿泊施設としての登録に同意した施設。
※全施設とも、物販、食事のみ利用は除く。
5. 注意事項
 - 事業対象期間中でも、予算の上限に達した段階で、募集を終了。
 - 助成額は利用料金を限度とする。
 - 施設利用者は、上記助成金を除いた額を宿泊施設に支払う。
 - 補助金交付の対象は、利用者が各宿泊施設へ行った事前予約に応じた助成額となり、当日申込の利用額は含まない。
 - 観光協会は宿泊施設からの補助金交付申請に基づき、助成金額相当分を補助金として、利用施設に交付。
 - ~~旅行代理店等を仲介した場合、他の助成制度を利用した場合は、当該制度は利用できない。~~
 - ※ 他の助成制度との併用利用も可能とする。**
 - この事業は、利用者本人が宿泊施設(別添のとおり)に直接予約をしなければならない。

6. 助成の流れ

①【利用予約】

※助成対象宿泊施設：町内の本事業に宿泊施設としての登録に同意した施設。

○各宿泊施設への利用予約は、利用者が直接行う。

○各施設の受付担当者は、**たかはる宿泊助成事業を案内すること。**



②【助成券交付申請書の提出及び助成券の交付】

※利用者は、たかはる宿泊施設利用料助成券交付申請書を利用日の前日から起算して**10日前までに**(観光協会の閉庁日は日数に含まない。また、その日が観光協会の閉庁日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い閉庁日でない日までとする。)利用者が提出する。

前日・当日・事後の助成券発行等是对应できないので利用者への直前の案内は行わないこと。

○提出先：高原町観光協会

○利用者に高原町観光協会会長がたかはる宿泊施設利用料助成券を発行(利用施設へ発送)



③【助成券の交付】

※利用施設に、たかはる宿泊施設利用料助成券が到着する。



④【利用】

※利用者は、各宿泊施設を利用する際に、たかはる宿泊施設利用料助成券を各施設の受付に確認する事。(未到着・未登録の場合は、高原町観光協会に問い合わせる事)

○利用者が支払う利用料は助成額を差し引いた金額で計算すること。



⑤【補助金の交付申請】

※各宿泊施設は、事業対象期間において、月締めで助成金の集計を行い、観光協会に対して補助金交付申請を行う。



⑥【補助金の交付】

※観光協会は、各宿泊施設から提出のあった書類等を精査し、交付決定及び確定を行い、補助金請求書受領後、補助金を交付。



⑦【事業の効果検証】

※登録施設は、当事業の効果検証の為、前年度・今年度の宿泊利用者数等の数値を高原町観光協会並びに高原町産業創生課産業観光係に提出すること。

※ 問い合わせ先

高原町観光協会

〒889-4412

宮崎県西諸県郡高原町大字西麓473-6

TEL (0984) 42-4560

FAX (0984) 42-5655

E-mail: kankou-takaharu@btvm.ne.jp